

第518回
三戸町議会臨時会会議録

令和6年8月5日 開会・閉会

三戸町議会

目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
<u>第1日目 令和6年8月5日(月)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	6
日程第3：諸般の報告	6
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明	6
日程第5：報告第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案	7
日程第6：報告第41号 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第2号)	19
閉会・署名	21

会 期 日 程 表

会 期 令和6年8月5日（1日間）

日 程	月 日	会議の種類別	開議時間	内 容
第1日	8月5日 (月)	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案の一括上程 ・提案理由の説明 ・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
議案	40	三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案	R6.8.5	原案否決
議案	41	令和6年度三戸町一般会計補正予算（第2号）	R6.8.5	原案否決

第1日目 令和6年8月5日(月)

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
 - 第5 議案第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案
 - 第6 議案第41号 令和6年度三戸町一般会計補正予算(第2号)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(13人)

- 1番 五十嵐 淳 君
 - 2番 松尾 道郎 君
 - 3番 柳 零 圭 太 君
 - 4番 小笠原 君 男 君
 - 5番 和田 誠 君
 - 6番 山田 将之 君
 - 7番 栗谷川 柳子 君
 - 8番 藤原文 雄 君
 - 10番 千葉 有子 君
 - 11番 久慈 聡 君
 - 12番 澤田 道憲 君
 - 13番 佐々木 和志 君
 - 14番 竹原 義人 君
-

○欠席議員(1人)

- 9番 番屋 博光 君
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員 三戸町長 松尾和彦 君

委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
	三戸中央病院事務長	松 崎 達 雄 君
	総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
	三戸中央病院事務次長	中 村 義 信 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 518 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会、藤原文雄委員長。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 518 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、7 月 29 日、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

8 月 5 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行い、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、議案第 40 号及び議案第 41 号を審議、採決し閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 6 年 8 月 5 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 5 番、和田誠議員、6 番、山田将之議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第 4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第 4、議案第 40 号及び議案第 41 号を一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに第 518 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の折にもかかわらずご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第 40 号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、三戸町国民健康保険三戸中央病院の常勤医師の確保に資するため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。当町の出身者であって将来三戸中央病院に勤務する意志のある者が海外の大学の医学部で履修する場合に、国内の大学の医学部で履修する場合と同様に医師奨学金を貸与することができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 41 号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

本案は、令和 6 年度三戸町一般会計既決予算額 66 億 8,417 万円に歳入歳出それぞれ 828

万2,000円を追加し、予算総額を66億9,245万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新たな医師奨学金の貸与希望者があり、基金の不足が見込まれることから、医師奨学金繰出金828万2,000円を追加しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第5 議案第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、三戸町国民健康保険三戸中央病院の常勤医師の確保に資するため、当町の出身者であって将来三戸中央病院に勤務する意志のある者が海外の大学の医学部で履修する場合に、国内の大学の医学部で履修する場合と同様に医師奨学金を貸与することができるよう、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、条例案第12条第1項では、町出身者が外国の医学部を卒業後、医師法に定める医師国家試験を受験する意思を有すると認める場合は貸与の対象者とすることができるよう、規定を新たに追加するものでございます。

また、同条第2項では、外国の医学部を卒業後、医師免許取得までの間は奨学金の償還を猶予することができるよう、規定を新たに追加するものでございます。

なお、本改正案の現行及び改正後の条文の新旧対照表は条例改正資料の1ページに掲載しております。

本条例案は、医師を確保するための手段の一つとして設定したく改正を行うものとなりますので、何とぞご決定くださるようお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

千葉議員。

○10番（千葉 有子君）

現在、医師奨学金貸与の対象者は出身地を問わない条例となっておりますが、当町のこれまでの実績を貸与時期や町内、町外の別も含めてお知らせください。

また、今回の条例一部改正案で、外国の医学部へ入学する場合において町出身者に限り対象とすると限定するのはなぜなのか伺います。

1点目は2点の質問です。

2点目、本年3月定例会で三戸町医療要員奨学金貸与条例の全部を改正する条例案の審議の際、人材の確保を効果的に促進するために行うものという説明を受けています。出身地で限定することは、人材の確保という観点から逆行してしまうことにならないでしょうか。町長の見解を伺います。

以上3点、町長の答弁をお願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、私のほうからは当町に限定した理由についてお話をさせていただきます。

今回の医師奨学金貸与条例、そしてまた海外のというところの部分でありますけれども、今、三戸町は小学校の1年生から英語の授業を正式に行っております。特とすべきものでありますけれども、そういった特徴を持っている教育の集大成として、海外の大学というものもこれは対象としてもいいのではないかとというふうに考えているところでございます。

そしてまた、これまで海外のその医学部という部分についてのケースというのがあまり聞いたことはありませんでしたので、他の地域ということではなしに、三戸町の特徴として今回の当町の町民に限定をさせていただいたということでございます。

○病院事務長（松崎 達雄君）

1点目のご質問についてお答えします。

まず、医師奨学金、これまでの件数ということで、1件でございます。こちらの貸付時期でございますが、平成30年4月から24か月間貸付けを行っております。

また、町内外の別でございますが、町外の方でございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今、事務長のほうからは、これまで1件、それから平成30年4月から24か月ということで、町外の方とお聞きしました。このときは、町外の方ということで条例にありましたので、それで町外の方が利用しているということ。

今回は、今、町長がお答えいただいたように、小学校1年生から英語の授業を行っている、その教育の集大成として外国へと考えているという説明を聞きました。では、端的に言って、前回は町外でもよしということで町外の方の利用、今回は三戸町出身に限って三

戸町の方からの希望ということでお受けしました。

あと、もう一点です。全協での町からの説明では、対象者の方から7月に相談を受け、9月に外国の医科大学へ入学予定、8月下旬に出国のため、出国の前に面談を行いたいのので今回の急な臨時議会での改正議案提出ということをお聞きしました。条例改正という重要議案と内容を精査する間もなく急ぐのはなぜなのでしょう。素朴な疑問です。これは、対象者のというよりも、町としてこの時期での必要性について、これは町長のお考えをお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お話を申し上げます。

ただいま千葉議員からもご説明があったように、7月に入ってから、国外の大学へ入学をする町民から医師奨学金の貸与を希望したいとの申出がございました。三戸中央病院としては、現在の条例では国内の大学進学を対象としているため、条例改正が必要になるとの説明を病院から受けております。貸与希望者は数年前に三病とのやり取りを行い貸与の可能性があると判断し、これまで準備をし、合格されたとの経緯も伺っております。当時、三病と貸与希望者のやり取りがどうであったのか、どのような意思を持って対応したのかについては現在確認が難しい状態にあります。さきに申し上げた貸与希望者の経緯を踏まえますと、奨学金貸与の可能性はであると当時対応しているものとも判断できると思います。

また、これらの状況のほか、平成22年に制定された医師奨学金貸与条例の活用状況がこれまで1件であったことなどを踏まえ、制度の見直しも必要であろうというふうを考えてきておりましたので、今回対象を拡大し、基金の活用面や三病医師の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、この条例によりまして貸与する場合にあっては、医師になる目的や今後の計画と見通しなど面接で確認をした後決定されるものであります。申請を受け付けて無条件で貸与されるものとは、現在考えてございません。町としての準備や手続は一定程度時間がかかるため、しかし時間の確保を優先するその必要もございまして、臨時議会に諮り上程したものでございます。

○10番（千葉 有子君）

今後、医師法に定める医師国家試験を受験する意思を有し、三戸中央病院に勤める意思のある方には、三戸町としてはどこの国でも貸与の対象者とすることという認識でよろしいのでしょうか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

どこの国でも対象にするかということでございますけれども、申込みをいただいた時点において、そちらの国で医学を学んだ場合に対象になるかどうかというあたりを少し審査

させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（松尾 道郎君）

今の答弁にも関連するのですけれども、いわゆる外国の大学の医学部を履修する。国内の場合は、古い法律ですけれども、学校教育法という縛りの中で大学を選んでいる。今の答弁であれば、その都度審議するというのは、これはきちっとこの条例に入れなければいけない。そうでないと、応募する人が応募して、あなたの大学は駄目ですよということになりかねないので、結局外国の大学の医学部というのは日本の大学の数倍あるわけですから、それも様々な教育課程を持っているので、全く例えば日本の医師国家試験に関係ない学部を持っている学校もあります。とにかくアメリカ、ヨーロッパ、中国となると、とんでもない数の大学が医学部を持っていますので、その辺を結局きちっとこの条例で……例えば申請する大学の医学部については何らかの審議会か何かを置いて検討しますよというようにのせておかないと、応募する子供がかわいそうだと思うのですよ。その点いかがですか。

○町長（松尾 和彦君）

詳細な部分につきましても条例にのせて準備をしておいたほうがいいのかという松尾議員からのご質問だと思います。そういった詳細な、どういった例えば学部であるとか、目的の到達点であるとか、やはりその辺のところは現在も面接という中で確認をさせていただいておりますので、その面接の制度といいますか、その部分はしっかりとやっていく必要があるというふうに考えております。

しかし、条例にのせるかどうかというところは、実態の進め方のところで面接というものがおりますので、必要ないというふうに考えております。

○2番（松尾 道郎君）

その意見は分かるのですけれども、仮にAという大学の医学部に合格しましたと。それを申請して、面接のときに、いや、実はこの大学は、おたくの合格証は町のほうの対象になりませんよというのはちょっとかわいそうな話ではないですか。いやいや、だから、面接でやるのではなくて、ここに1項、例えば対象となる大学の医学部については別途……例えば審議会で定めるとか言うておけば、そっちのほうの心の準備もできるでしょう、応募するほうの……そういうことについてはいかがですか。

○町長（松尾 和彦君）

今現在、医学部の科目というのが、専門医制度の下、非常に細分化をしてくれております。そういった関係で、この診療科目自体、できれば三戸中央病院にとって必要な科目というところが非常に大事なのかなというふうに考えております。

でありますので、これは申請であったり、そういった際に町としてのやはり要望というものも伝えていく必要もあると思いますので、これは将来にわたってこの科は必要……何でもいいかという、それはやっぱりそうではないと思いますので、その時代、時代での判断ができますように面接の中での対応で考えているというところでございます。

○2番（松尾 道郎君）

これ以上言ってもその答弁でしょうから、取りあえずは理解しますけれども、あとこれ確認ですけれども、海外の大学となると9月始まり、4月始まり、その期間が様々なので、履修期間についても5年があったり、7年があったりすると。だから、前の条例、ちょっと私詳しくないのだけれども、要は申請者が外国の大学のために入学してから遅れて出すこともあり得る。その場合、例えば審査に合格した場合は、この奨学金は入学時点まで遡って貸与することは可能だと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時23分）

休 憩

（午前10時23分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまのご質問でございますけれども、申請を受け付けた時点からの手続ということになりますので、中途からの利用というのもこれはございますが、遡ってという対応はこれまではしてきておりません。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤原 文雄君）

今の松尾議員の質問とかぶる部分がありますけれども、少し確認をしたいと思います。全員協議会のときの説明によりますと、今回の貸与希望者の方が留学予定をしているのは

北京大学ということで、これを履修して国家試験を受けるまでには8年から9年、最短でかかるという説明だったと思いますけれども、それで間違いはございませんか。

○病院事務長（松崎 達雄君）

間違いございません。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

中国の大学に進学予定ということで、厚生労働省では海外の医学学校等に対し、当該医学部の卒業生への医師国家試験の受験資格を一律に認定することはないとして、こうした外国の医学学校等を卒業されても日本の医師国家試験の受験資格が認められないことが十分想定されていますのでご注意くださいという警告が出されているのですよね。

さらに言いますと、令和6年5月、本年度の6月でございますけれども、厚生労働省では医師国家試験受験資格認定の審査対象者について、以前は外国の医学校を卒業し、または外国において医師免許を得た者としていましたが、本年度改正されていると。なお、本項において医学校とは現代西洋医学の医学校、伝統医学専攻のみまたは伝統医学の医師免許のみを得た者を含まないということが明記をされています。

そういったことが厚生労働省から出されているということについて把握をした上で、外国の大学という文言であるのか伺います。

○病院事務長（松崎 達雄君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、厚労省の発出文書等を確認しているかというところでございますけれども、確認しております。この中において、まず西洋医学を学んだ時間数、あとは当該国の医師免許の有無というところで、その後の受験資格が異なってくるということで確認しております。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

確認しているということでございますけれども、本来のこの三戸町の医師奨学金の目的そのものは医師の養成及び確保ということだということなので、それから考えますと、外国の医学校を卒業したというような文言だけでは、先ほど松尾議員の質問でもありましたけれども、そもそも矛盾が生じるのではないかなという懸念がありますけれども、これ、町長、どう考えていますか。

○議長（竹原 義人君）

ただいま藤原議員の質疑について趣旨の確認をしたいということで、反問権許可いたします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま藤原議員のほうから矛盾のお話がありましたけれども、矛盾とはどのところをおっしゃるのか、もう一度お願いをしたいと思います。

○8番（藤原 文雄君）

三戸町の条例のそもそもの目的が医師の育成と確保にあるということで本来のこの奨学金の制度があるのですが、そもそも対象にならない可能性があるという認識があるのであれば、医師の確保という本来の目的からずれてしまうのではないかということの質問でございます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

医師奨学金というものの目的は、経済的に困難な学生や優秀な学生を支援し、彼らが学業を続けるための財政的な負担を軽減するということにございます。

また、奨学金は教育の機会均等を促進し、教育の質を向上させることも目的としています。

さらには、奨学金は将来のリーダーや専門家を育てるために教育機会を提供することで、社会全体の発展にも貢献するという意味合いを持っているものでございます。

三戸町の医師奨学金につきましても、医師を育て、そして将来的には三戸町に招聘するというところが目的になっておりますので、その部分におきましてはそごはないものというふうに考えております。

○6番（山田 将之君）

これまでの答弁を聞いていて、貸与希望者の審査もこれからあるということで、今、臨時会を開いて改正する必要があるのだということで、9月からの貸与を希望しているということですが、例えば9月以降、9月、12月の定例会等で提案した場合でも、条例案の附則で遡って9月から適用するということになれば貸与できるのではないのかなと思っております。その辺できるのか、できないのかというところを確認お願いします。

また、今改正されなければほかにどのような問題があるのかなというところ、お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどもお答えをいたしましたけれども、これまで遡っての適用というのは行っておりません。ですので、申請はいただいても、しっかり面接等手続が調った上での話でありますので、そういう意味で時間を確保したいということでの臨時会でございます。これ、9月であったり、12月であったり、時期が仮にずれた場合でありますと、当然そこから手続

が済んだ後のこととなりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○6番（山田 将之君）

今回の事案ですけれども、相談を7月上旬に受けて今日の臨時会という期間、非常に短いということで、内容についても何か様々不備があるのかなと、計画性がないなと感じております。また……そうですね、先ほど対象を拡大するということの答弁の中で、三戸町出身者に限るというのもちょっと矛盾しているのかなと思っております。また、三戸町出身者という定義というものもちょっと理解が及ばないという部分ですので、説明もらえればなと思います。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

全国の自治体の奨学金の中で、海外の大学に対しての適用している例というのはなかなか見つけることができませんでした。しかし、三戸町は、先ほども申し上げましたとおり、教育の町として小学校の1年生からの英語あるいは幼児からの英語との触れ合い、そういったものを今後も継続をしながら、将来的には日本国内だけではなく、海外の人にも対応できる、そういう人材育成を目指していかなければならないというふうに考えております。そういう意味合いでいきますと、今回のことは一つのケースではありますが、これからの成長していく子供たちに夢を与えるような、そういった条例改正になるのではないかと考えているところでございます。

○6番（山田 将之君）

他の自治体にはない、前例のないようなことを今回やるのだということですが、であれば、遡って適用するというのも前例がないということで併せてやってもいいのかなと、十分条例案を練ってから定例会で提案するという場合でもよかったのではないかなと思っております。本当、計画性がないのかなと私は感じております。このようなやり方、今後も続けるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

あくまで条例改正、まずとにかく奨学金の部分につきましては申請が実際にあってからこれまで動いてきております。そういったことを考えますと、可能であれば前もって条例改正、海外に向けてのものができていればよかったのですが、当町としてはそこはまず準備が整ってはいなかった。ただ、実際にその事態が起こっている中で、公平、公正にきちんとやろうと思うとそれなりの時間がかかるということでもありますので、臨時会ということをお願いをしているところでございます。

○議長（竹原 義人君）

町長、先ほどの三戸町出身者という定義を……

○町長（松尾 和彦君）

三戸町出身者の定義につきましては、先ほども他の議員のときにも申し述べているとおりでございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「動議をお願いします」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

何の動議でしょうか。

○13番（佐々木 和志君）

三戸町議会基本条例10条の規定によって議員間討議の開催を要請したいと思います。

○議長（竹原 義人君）

賛成者ございますか。

○13番（佐々木 和志君）

賛成者の規定は基本条例中にありませんので……

○議長（竹原 義人君）

動議提出、1名なければならなかったと思いますが……

○13番（佐々木 和志君）

動議……すみません、では……

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午前10時38分)

休 憩

(午前10時39分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

佐々木議員。

○13番（佐々木 和志君）

三戸町議会基本条例 10 条の規定により議員間討議の開催を要請します。賛同議員は澤田議員であります。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午前10時40分)

休 憩

(午前11時11分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論に入ります。

○4番（小笠原 君男君）

議案第 40 号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

この条例案では、改正後の第 12 条で三戸町出身者と規定しておりますが、まず第 1 にこの三戸町出身者の定義が曖昧であります。また、外国の医学校の場合のみ対象を三戸町出

身者とすれば、三戸町医療技術者奨学金貸与条例の対象者である出身地を問わない制度と異なる内容の条例となります。これは、医師確保のために改正するという提案理由とは明らかに矛盾するものであります。

さらに、同じ医師奨学金でも国内で学ぶ場合は出身地を制限せず、国外で学ぶ場合は三戸町出身者に限定し、対象を狭めることは、逆に医師の確保を困難にするものであり、これには合理性がなく、平等性及び公平性も認められません。

以上のことから本案は賛成に値せず、反対すべき内容と認められますので、議員各位には町民の皆様を代表し適切にご判断されるようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（竹原 義人君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番（佐々木 和志君）

本案件に賛成の立場から討論を行います。

三戸町の町民、子供の高度教育への進学の可能性を拡充させるものであります。さらに、病院の医師不足の解消につながることで、同時に地域の医療の充実につながることから、将来の町の利益となるものであります。

「教育の町」を提唱する本町の議会議員として、今回の議案には賛成することこそが、その職責であると考えます。議員各位におかれましては、十分ご理解とご認識の上、賛同くださるようお願い申し上げます。

各議員におかれましては、様々な議論、疑問、思い等があるとは思いますが、大局を見て、本質を見極めて、十分お考え、ご認識いただいた上でご判断くださるよう切にお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

○6番（山田 将之君）

議案第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

本改正案は町の中長期的な医師確保計画に基づく適切な改正内容ではなく、特定の事例に合わせて条例の規定を変更するものであり、本案のとおり改正されれば著しく公平性を欠く医師奨学金制度が構築されるものであります。

また、事例の相談から本臨時会への提案までの期間が非常に短く、異例かつ拙速な対応であり、これに対しても疑念が生じるものです。

以上の理由から、改正内容に不備がある本案は賛成すべき内容ではありませんので、議

員各位には反対していただくようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（竹原 義人君）

賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

○8番（藤原 文雄君）

議案第40号 三戸町医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

本改正案は、外国の医学校の医学履修課程を卒業した後に、医師法に定める医師国家試験の受験資格を得て試験を受験する意思があるだけで奨学金を貸与できる内容であります。

一方、厚生労働省では現在、医師国家試験受験資格認定の審査対象者について、外国の医学校を卒業し、または外国において医師免許を得た者、なお本項について医学校とは現代西洋医学の医学校、医師免許とは現代西洋医学の医師免許を意味するものであり、伝統医学専攻のみ、または伝統医学の医師免許のみを得たものを含まないとしております。

さらに、そのような外国の医学校を卒業しても受験資格が認められないことが十分想定されると警告を発しています。

つまり、当該伝統医学の専攻または医師免許では、そもそも日本の医師国家試験の受験資格が得られないということであります。

このことから、本町の条例案についても厚生労働省の見解と同様の趣旨を明記する必要があると同時に、三戸町医療技術者奨学金貸与条例との整合性や公平性などについて熟慮し、よりよい条例とすべき責務があると考えます。

したがって、修正すべき点が認められる本案は現段階で賛成できる内容ではありませんので、議員各位には適切にご判断をお願い申し上げます。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（竹原 義人君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第 40 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（竹原 義人君）

着席してください。

起立少数であります。

議案第 40 号は否決されました。

日程第 6 議案第 41 号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（竹原 義人君）

日程第 6、議案第 41 号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第 41 号 令和 6 年度三戸町一般会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年度三戸町一般会計既決予算額 66 億 8,417 万円に歳入歳出それぞれ 828 万 2,000 円を追加し、予算総額を 66 億 9,245 万 2,000 円にしようとするものでございます。

初めに、歳入についてご説明をいたします。

3 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目地方交付税では、普通交付税 828 万 2,000 円を増額しております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。2 款 1 項 2 目財産管理費では、医師奨学基金繰出金 828 万 2,000 円を追加しております。

医師奨学基金につきましては、積立済額が 1,000 万円、貸付済額が 360 万円、現在の残高が 640 万円となっております。奨学金の貸与希望者に上限額で貸与した場合、月額 20 万円、入学月加算 28 万 2,000 円、6 年間で総額 1,468 万 2,000 円と想定がされるところであります。これに対し不足する 828 万 2,000 円を補正し、基金に繰り出すものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

暫時休憩します。

（午前11時25分）

休 憩

（午前11時26分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

（何事か言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結しています。

暫時休憩します。

(午前 11 時 26 分)

休 憩

(午前 11 時 29 分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

異議ありのご発言がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第 41 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（竹原 義人君）

着席願います。

起立少数であります。

議案第 41 号は否決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第 518 回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前 11 時 30 分 閉会

署 名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
